

理 由 書

生産緑地制度は、市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的として指定するものである。

本都市計画は、良好な都市環境の保全を図るために生産緑地を追加指定するとともに、生産緑地としての維持が困難となった地区の廃止及び公共施設の設置に係る地区を一部廃止し、生産緑地地区の指定変更を行うものである。

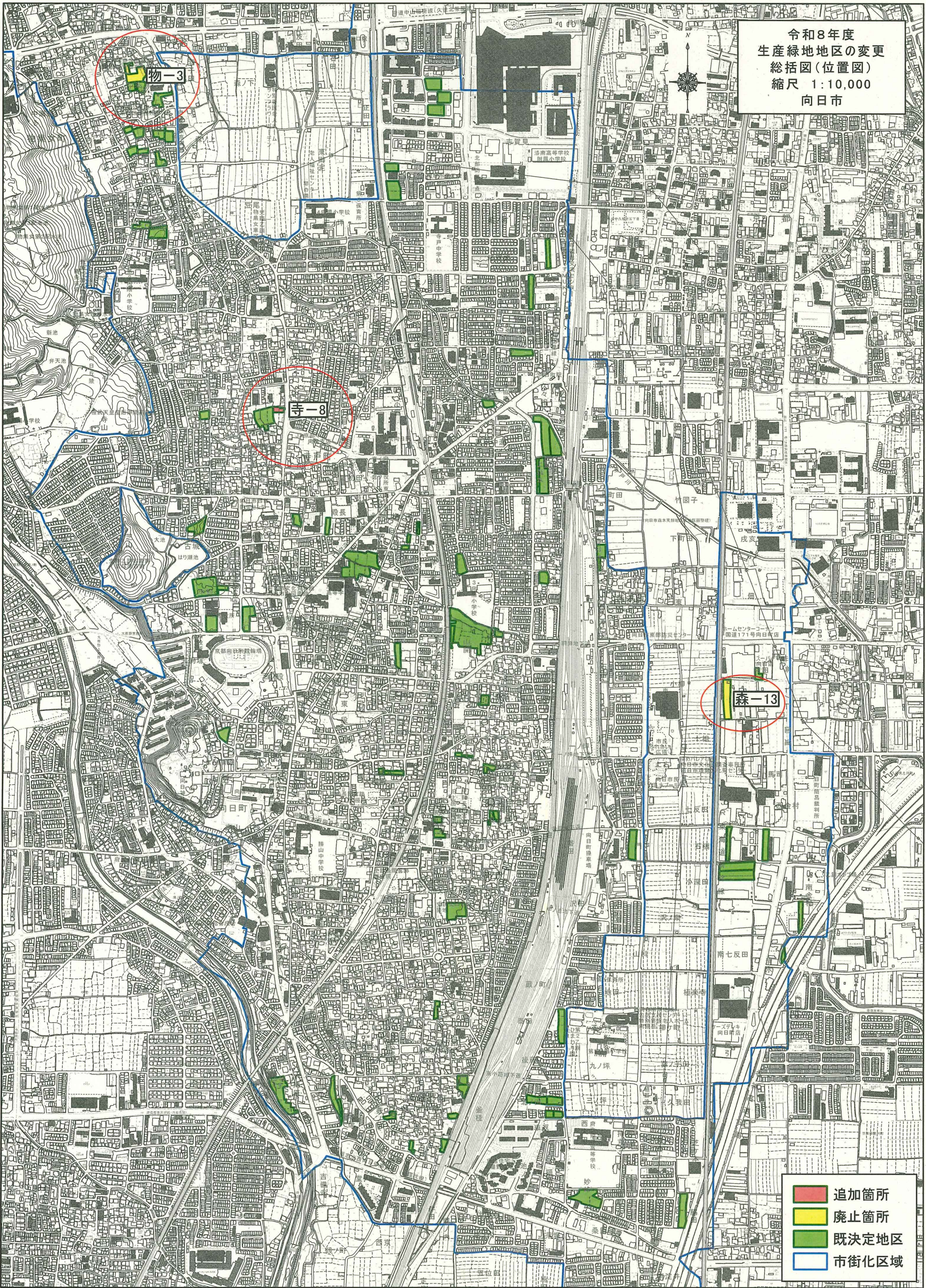
都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面積	地区数	備考
(約 10.76 ha) 約10.35 ha	(66地区) 65地区	変更の概要は以下のとおり (地区番号) (面積等) 物 - 3 一部廃止 (約0.231ha廃止) 寺 - 8 追加指定 (約0.060ha追加) 森-13 地区廃止 (約0.243ha廃止)
		計 一部廃止1地区 地区廃止1地区 計(約0.474ha廃止) 一部追加1地区 計(約0.060ha追加)

理 由：本都市計画は、良好な都市環境の保全を図ることを目的とし、生産緑地を追加指定するとともに、生産緑地としての維持が困難となった地区の廃止及び公共施設の設置に係る地区を一部廃止し、生産緑地地区の指定変更を行うものである。

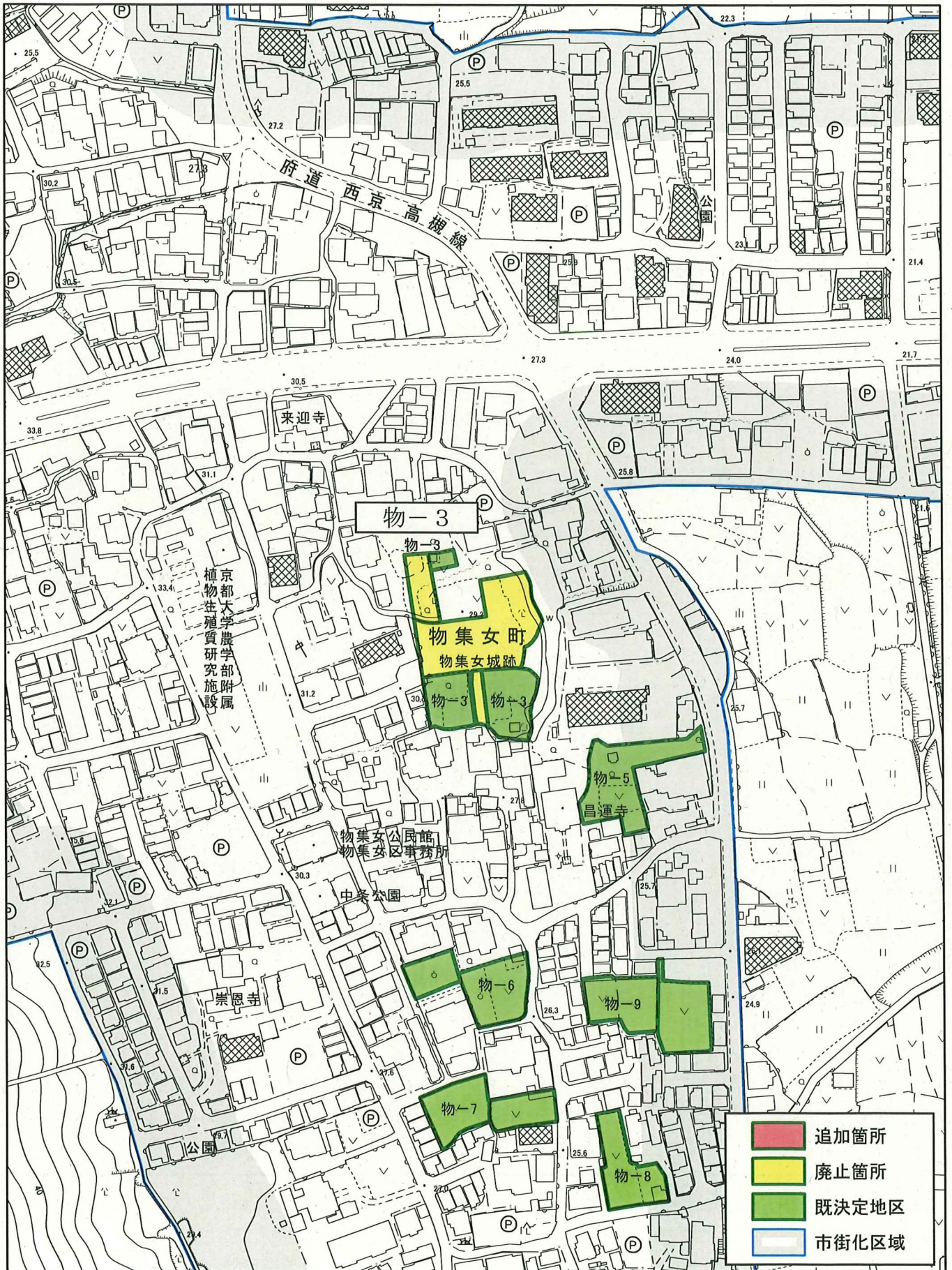
新 旧 対 照 表

	変 更 前	変 更 後
地 区 数	6 6 地区	6 5 地区
面 積	1 0 . 7 6 h a	1 0 . 3 5 h a



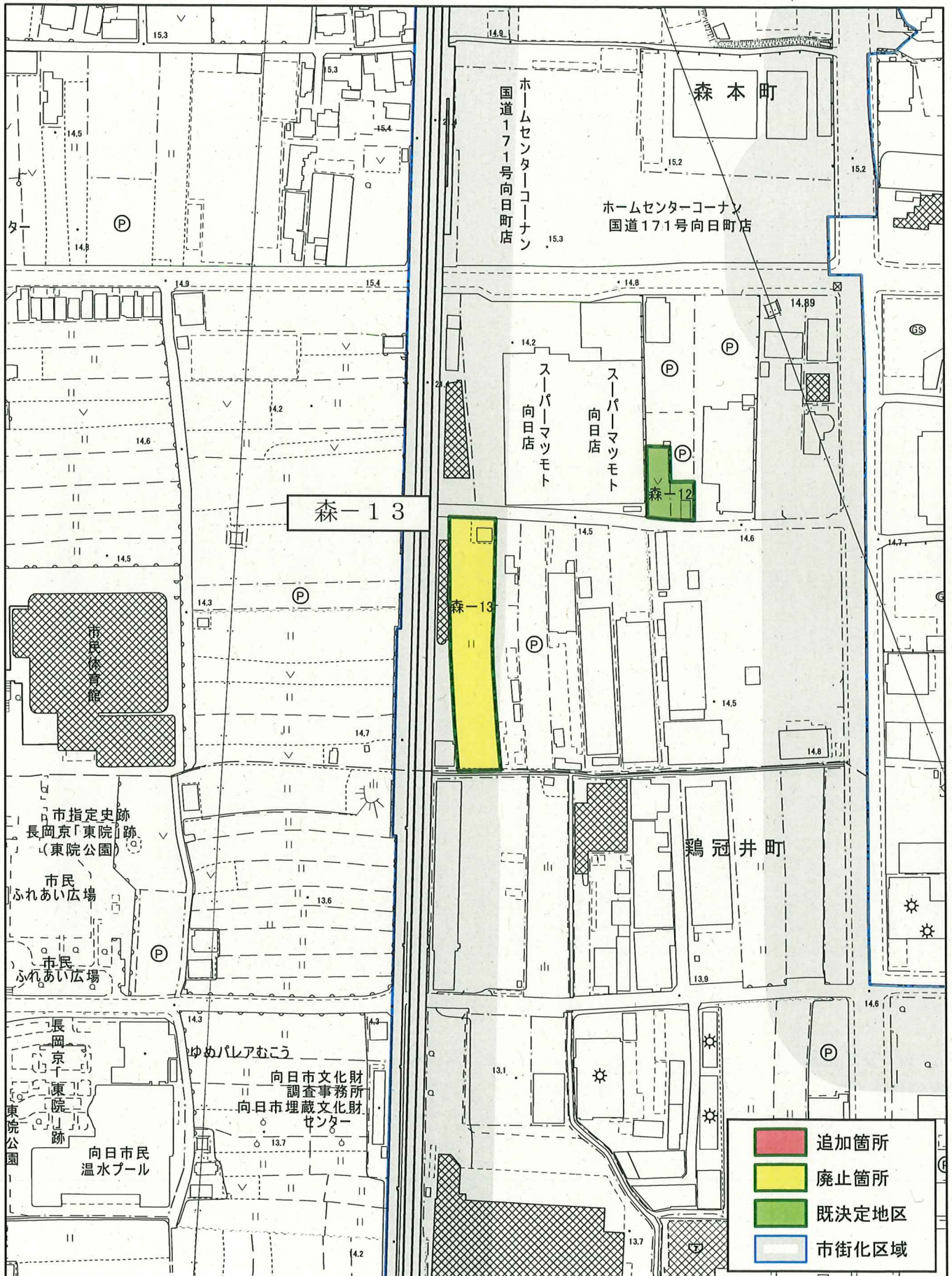
- 追加箇所
- 廃止箇所
- 既決定地区
- 市街化区域

令和8年度
生産緑地地区の変更
計画図
縮尺 1:2,500
向日市





令和8年度
生産緑地地区の変更
計画図
縮尺 1:2,500
向日市



令和8年度
生産緑地地区の変更
計画図
縮尺 1:2,500
向日市

